

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成22年9月9日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成22年9月9日(木曜日)

午後10時43分開議

午後10時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第4号 専決処分の報告及び承認について

議案第5号 専決処分の報告及び承認について

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

議案第7号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

出席委員(7人)

委員長 重村 栄

副委員長 高木 健次

委員 早川 英明

委員 井手 順雄

委員 鎌田 聡

委員 森 浩二

委員 上田 泰弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 戸塚 誠司

総括審議員兼

次長 天野 雄介

次長 鷹尾 雄二

次長 生田 博隆

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

道路保全課長 安達 博行

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成

政務調査課主幹 竹本 邦彦

午前10時43分開議

○重村栄委員長 それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

本日は傍聴の申し出はございません。

なお、本日は、本会議を休憩しての委員会でございますので、審議を効率的に進めるために、質疑応答は付託議案に関するものみに限らせていただきたいと思います。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。初めに戸塚土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 今回の臨時県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案といたしましては、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について4件の御審議をお願いしております。また、報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告についての2件について御報告させていただきます。詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 引き続き、関係課長から説明をお願いいたします。

○安達道路保全課長 道路保全課長の安達でございます。よろしく申し上げます。

お手元の建設常任委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

まず、第4号議案についてですが、資料の2ページの概要版にて説明いたします。

本件は、平成22年2月19日午後11時ごろ、菊池郡菊陽町原水の一般県道熊本菊陽線において、和解の相手方が道路左側の歩道を大津町方面から熊本市方面へ自転車で進行中、歩道延長上にある幅約1.2メートル、深さ約1.1メートルのふたのない水路に転落し、負傷したものであります。

事故当時、和解の相手方が通行していた歩道は、平成14年に熊本県が道路わきの水路にふたをかけて歩道としたもので、わき道が県道に取りついた箇所です。途切れ、わき道を横断した先はふたのない水路としてそのまま放置され、転落防止のためのさく等は設置されておりませんでした。

このケースでは、自転車や歩行者が水路に転落する危険性を見過ごしていたという点で道路管理者として安全性に対する配慮が足りなかったものの、和解の相手方が無灯火で自転車を運転していたことなどを考慮して、自転車の修理費とけがの治療費の合計額の4割に当たる3万3,000円を賠償しております。

本件の専決日は平成22年7月21日です。

次に、第5号議案についてですが、資料の4ページをお願いします。

本件は、平成22年3月27日午後4時ごろ、人吉市古仏頂町の一般国道267号において、和解の相手方が所有する大型貨物車が人吉方面から鹿児島県伊佐市方面に向けて進行中、道路を横断して設置してあった横断側溝の鋼製ぶたをはね上げ、車両の下側を破損したものであります。

このケースでは、大型貨物車の運転手が鋼製ぶたのはね上げを予想して事故を回避することは困難であることから、修理費用51万7,000円の全額を賠償しております。

本件の専決日は平成22年7月21日です。

次に、第6号議案についてですが、資料の6ページをお願いします。

本件は、平成22年5月23日午後2時50分ごろ、上天草市大矢野町岩谷の一般国道266号において、和解の相手方が所有する軽四輪乗用車が上天草市方面から宇城市方面に向けて進行中、道路左側にあった穴ぼこに左側前後輪を落下させ、タイヤ及びホイールを破損したものであります。

このケースでは、穴ぼこに水がたまり、穴ぼこが見えにくかったとしても、運転手は水たまりを回避することなく、また減速もせずに漫然と通行していることから、修理費用の1割に当たる1万3,000円を賠償しております。

本件の専決日は平成22年8月10日です。

次に、第7号議案についてですが、資料の8ページをお願いします。

本件は、平成22年6月26日午後9時ごろ、上益城郡甲佐町大字田口の一般県道御船甲佐線において、和解の相手方が普通乗用車で御船町方面から熊本市城南町方面に向けて進行中、道路左側にあった穴ぼこに左側前輪を落下させ、タイヤ及びホイールを破損したものであります。

このケースでは、小雨が降り、付近には街灯などもなく、ぬれた路面状態であったとしても、事故現場付近が直線道路であること、他の通行車両には被害がなかったことなどから、修理費用の3割に当たる1万3,000円を賠償しております。

本件の専決日は平成22年8月23日です。

なお、今回の事故現場については、事故発生直後に防護さくの設置、横断暗渠の設置、舗装の打ちかえなどの対策を実施し、通行車

の安全確保に努めております。

道路保全課からの説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○古里監理課長 9ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告でございます。

職員に係ります交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分の報告でございます。10ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成22年3月10日午前11時35分ごろ、熊本市流通団地2丁目地内の店舗駐車場で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失10割で合意したものでございまして、損害賠償金額13万3,661円でございます。

事故の状況といたしましては、熊本土木事務所用地課主任主事運転の公用普通乗用車が、交渉用務の途中に立ち寄りしました店舗駐車場から公用車をバックで出そうとした際に、隣に駐車していました相手方車両に接触したものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告でございます。12ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成22年3月18日午後2時30分ごろに、鹿本郡植木町——現在の熊本市植木町大字広住地内の交差点で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失割合9割、相手方1割で合意したものでございまして、損害賠償額は18万8,293円でございます。

事故の状況といたしましては、鹿本地域振興局土木部維持管理課嘱託職員の運転します公用軽貨物車が、町道から県道大津植木線に

左折して進入しようとした際に、右の方から県道を直進してきました相手方車両と衝突し、双方の車両を破損したものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分について御説明いたしましたが、2件の交通事故については、いずれも県が加入しております任意保険の対応で済ませております。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりまりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○森浩二委員 ちょっと聞きますけれども、4号あたりは、2月に起きて7月、要するにもめたということですか、こういう時間がかかるのは。

○安達道路保全課長 いわゆる相手がけがをした場合は、けがの治療が全部済んでからその総額を確定する必要がありますので、その辺が若干時間がかかるという点で割と遅くなったというふうに聞いております。

○森浩二委員 報告の2号かな、監理課の。県が10割でしょう。全然もめたということじゃなかっでしょう。これも4カ月ぐらいかつとるですよ。

○古里監理課長 この件は3月でございまして、8月にとということで期間はちょっと過ぎておりますが、やはりなかなかその調整といたしますか、相手方との交渉に時間を要したというようなことだと考えております。

○森浩二委員 普通、私たちが事故を起こしたら、もう2カ月ぐらいで大体物損だったら終わるからなと思ってですね。はいよかです。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 お聞きしますけれども、最後の職員の交通事故ですけれども、以前はそれぞれ現業の皆さん方が運転手という形でいらっしゃいましたよね。今度は、それがだんだんだん人員の——その他で少なくなってきた、職員が公用車を運転するというような立場になられて、その関係で事故もずっとこれは——おたくの部だけじゃなくしてほかの部もそんな傾向にあります、やはり職員の皆さん方は、公用車は自分が乗りなれとらんのに乗っていくということと、それとまた道路事情が全然——2年なり3年で勤務が変わられますから、その管内の、特に土木部あたりは現場に行かれる場合があるということで、その道路事情も、やっぱりいいところばかりじゃなくして悪いところに行かれるということもあるというふうに思います。そういうことで以前よりも事故が多くなったということは痛感しておりますけれども、やはり事故の未然防止というような形の中で管理体制もきっちりとさせていただくならばなあというふうに思っておりますし、私が言いたいのは、やはり運転手あたりをぐっと減らすばかりじゃなくして、専用の運転手さんあたりも何人か地域振興局あたりに置いて、その方々が専属で乗られると、こういう形は私はなくなるんじゃないかなというふうな気がします。そこらあたりはどうでしょうかね、総体的な考え方としては。今どんな状況ですかね。

○古里監理課長 公用車によります事故そのものは、統計ではここ4～5年ですと、10件

前後が上がっております。その年度年度でちょっと上下はございますが、10件前後ですと推移しているというのが正直なところでございます。

私どもとしては、先生がおっしゃる専門性といえますかそういうもの、それから、やはり全体的な県職員の職員数削減の中の、その辺をバランスをとりながらやっていくべきものかと考えております。

今回の、特に最後の案件につきましては、全く思い込みといえますか、そういうことを原因とする事故でございます、やはり基本に立ち返って前方確認、後方確認、これを徹底していくのがまず最初の職員に対する交通事故防止の第一義的なものかなと考えております。

○早川英明委員 あのですね、事故というのは、もうお互い——私たちが事故した経験がございますけれども、頭の中にやっぱり考え事をしていきよると事故を起こすわけですよ。だから、こういう職員さんは、行った先で何て交渉しようかとか、どがんだあれだろうかと、やっぱりそれが頭の中にいっぱいあるわけですよ。やっぱり交通モラルを——ただ運転が下手くそだからということじゃなくて、そういうのが私は原因の大半じゃなかろうかなというふうな思いがしますから、そういう質問をしたわけですね。それが事故の原因の大半ですよ。ほかの思い込みをしたときに、やっぱり交通モラルが希薄になるというのが事故の原因だというふうに私は思います。

○重村栄委員長 答弁、何か要りますか。

○早川英明委員 もう要りません。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第4号から第7号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第4号外3件について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号外3件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。委員の皆さん、執行部の皆さん御苦労さまでした。

午前10時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長